

# 経営所得安定対策だより

平成23年 1月31日  
第10号（新年号）  
佐賀農政事務所



経営所得安定対策だより第10号（新年号）です。  
本年もよろしくお願いいたします。  
今回は、来年度の「収入減少補てん交付金」の手続きなどについてお知らせいたします。

## <目次>

1. 平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策について
2. 成績払の交付申請期限のお知らせ
3. 米を直接販売している方へ【平成22年産収入減少補てん交付金】
4. 農業経営基盤強化準備金制度について



## 1. 平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策について

来年度（平成23年4月から）の水田・畑作経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の本格実施に伴い、生産条件不利補正対策（ゲタ対策）は「畑作物の所得補償交付金」に移行します。

本対策のうち収入減少補てん対策（ナラシ対策）については、存続します。

このため、スケジュールは、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

### 【平成23年産収入減少補てんの加入申請期間】

平成23年4月1日～6月30日まで

- \* 収入減少補てん交付金（ナラシ）のみとなります。  
（手続きの詳細については次号にてお知らせする予定です。）
- \* 農業者戸別所得補償制度も同様に6月30日までとなっています。

### 【平成22年産収入減少補てん 交付申請期間】

平成23年4月1日～5月2日まで

## 2. 成績払の交付申請期限のお知らせ

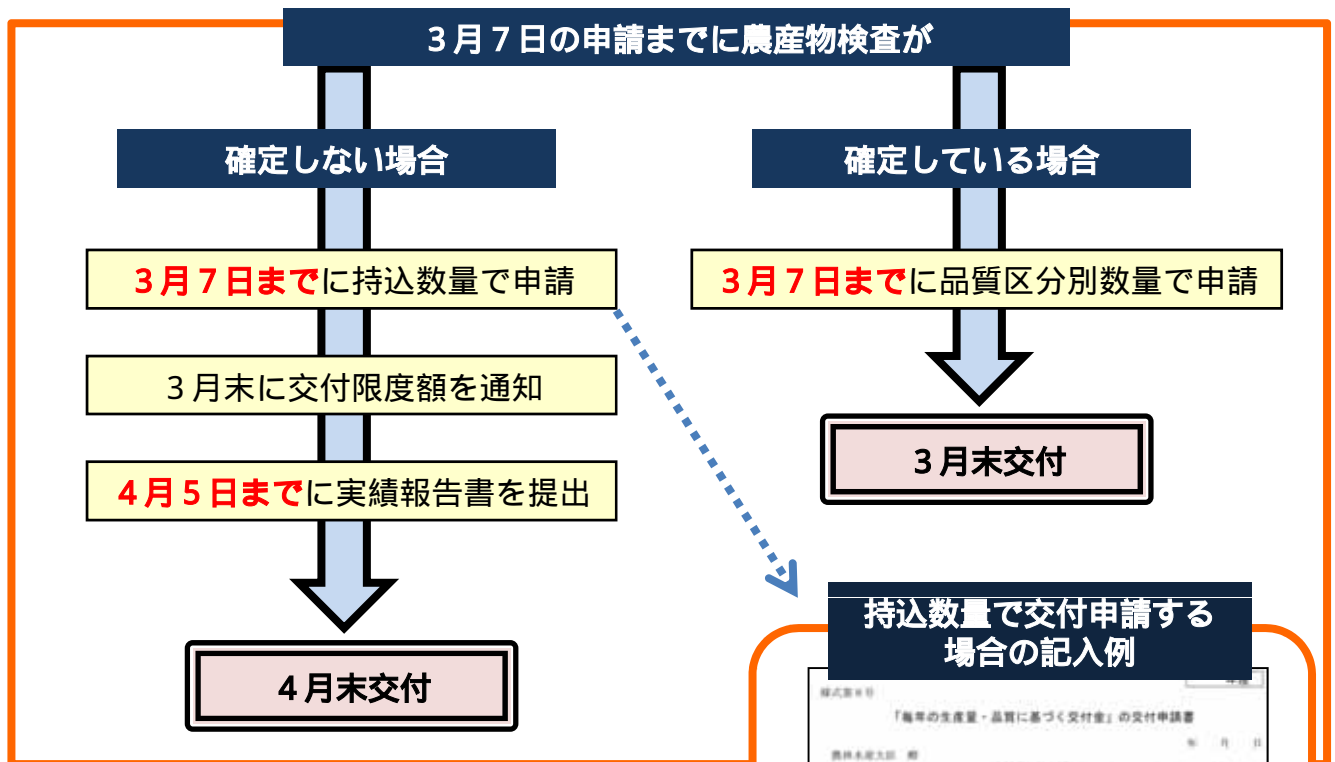
早めに交付申請手続きをお済ませください。



平成22年産の成績払を受けるためには、**平成23年3月7日(月)までに**交付申請を行ってください。

**農産物検査が間に合わない大豆がある場合は、別途の手続きにより、交付申請を行う必要があります**ので、最寄りの農政事務所やJA等にご相談ください。

**期日までに成績払交付金の交付申請を行わない場合は、交付金がお受け取りいただけなくなります**ので、早めの準備をお願いいたします。



### 大豆

品質区分		品質区分別生産量
銘	1等	1,000kg (持込数量)
	2等	

持込数量を「1等」欄に記入し、数量の下に「(持込数量)」と記載してください。

### 持込数量で交付申請する場合の記入例

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書

品質区分別生産量

品質区分	品質区分別生産量			
	小豆(1等)	小豆(2等)	大豆(1等)	大豆(2等)
1等				
2等				
特定加工用				
3等				
4等				
5等				
6等				
7等				
8等				
9等				
10等				

品質区分 1等 生産量 1,000kg (持込数量) 出荷数量

### 3 . 米を直接販売している方へ

#### 【平成22年産収入減少補てん交付金】

J A や集荷組合などを仲介せず米を直接販売されている方は、収入減少補てん交付金の交付申請時に、申請者ご自身で直接販売に関する書類を添付して申請する必要があります。

(J A や集荷組合に出荷したものと併せて申請が必要です。)

交付申請に当たっての条件

申請対象米穀は、

登録検査機関で検査していること

農産物検査結果：3等以上

生産年の翌年3月31日までに販売されたもの

添付書類

検査結果通知書の写し

生産者が発行した販売したことの証明書類

(販売契約書、納品書、請求書など)

又は、購入先が発行した購入したことの証明書類

(仕入伝票、米買入れ証明書、仕切書など)

販売した米を集計した米穀の数量報告書(参考様式第8号)

添付書類を提出する前に、年産、産地、品種銘柄、等級、玄米・精米の区別、量目、日付などが正しく記載されていることを、ご確認ください。

#### 参考様式第8号作成時の留意点

下図のように精米販売したものは、1行毎に玄米換算して合計して下さい。

参考様式第8号					
直接販売した米穀					
販売の相手先	銘柄名	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量( )	
A氏	22年産 県産 精米13kg	平成22年10月5日	1	14	( 13 )
A商店	22年産 県産 精米7kg	平成22年10月5日	4	31	( 28 )
B氏	22年産 県産 精米15kg	平成22年10月5日	1	17	( 15 )
B商店	22年産 県産 精米5kg	平成22年10月5日	16	88	( 80 )
A氏	22年産 県産 精米12kg	平成22年11月25日	1	13	( 12 )
C商店	22年産 県産 精米15kg	平成22年11月25日	1	17	( 15 )
B氏	22年産 県産 精米5kg	平成22年11月25日	6	33	( 30 )
合計				213	

1行毎に括弧内の精米販売数量に1.1をかけて玄米数量を算出

括弧内に精米販売数量を記入

玄米で販売した数量と1行毎に算出した玄米数量を合計

## 4 . 農業経営基盤強化準備金制度について

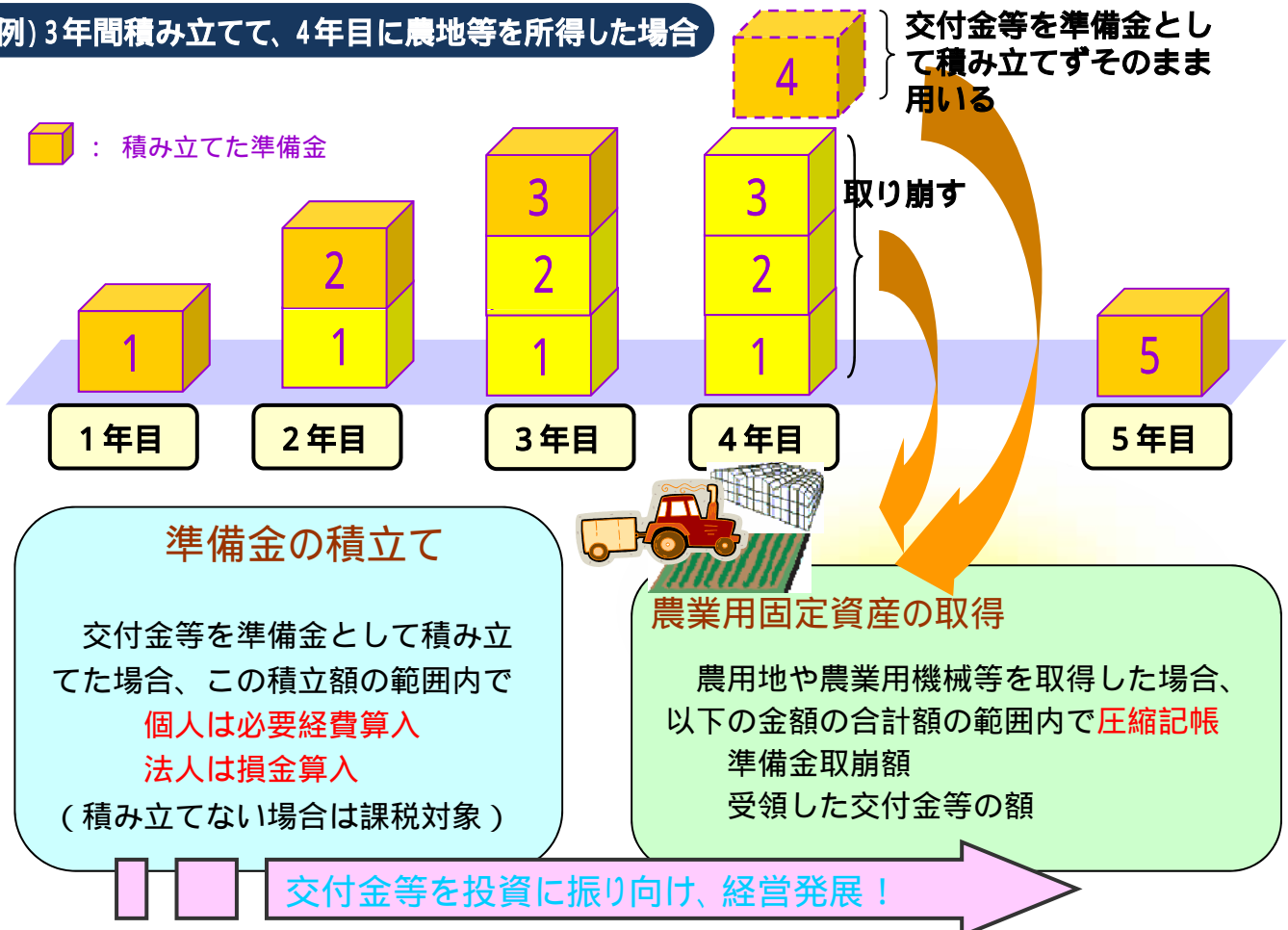
農業者の方が、水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳<sup>1</sup>ができます。

特例を受けようと思う担い手の方は、一定の方法で記帳<sup>2</sup>し、確定申告を青色申告で行う必要がありますので、ご注意ください。

- 1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。  
2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を所得した場合



特例の適用を受けるためには、確定申告の書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。農林水産大臣の証明書は農政事務所が発行します。詳しくは、農政事務所などにお問い合わせください。積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額（益金）に算入されます。

【お問い合わせ】九州農政局佐賀農政事務所

農政推進課 (水田経営所得安定対策班)	〒840-0803 佐賀市栄町3-51	TEL 0952-23-3135 FAX 23-3143
地域第一課	〒847-0002 唐津市山本字上古川717-4	TEL 0955-78-0488 FAX 78-0597
地域第二課	〒843-0024 武雄市武雄町大字富岡11710-4	TEL 0954-22-2126 FAX 23-1164